

## 広報広聴特別委員会設置に関する決議

1. 本議会に7人の委員をもって構成する広報広聴特別委員会を設置する。
2. 本委員会の所管事項は、次のとおりとする。
  - ① 議会だよりの編集・発行に関すること
  - ② 議会ホームページの運営に関すること
  - ③ 議会報告会及び議会懇談会の企画及び運営等に関すること
  - ④ その他議会の広報及び広聴に関する調査・研究に関すること
3. 本委員会は、各常任委員会の所管に係する事務について連絡調整を行う。
4. 本委員会は、閉会中も調査を行うことができるとし、議会において調査終了を議決するまで継続存置するものとする。